

「万国の津梁」沖縄をめざして

研究会通信

第4号／2016年8月8日
「沖縄・国際物流拠点形成研究会」
(再開港湾研究会)

連絡先／民主党沖縄県連 〒900-0022
那覇市樋川 1-6-12 電話 098-996-5115

《お知らせ》

関係企業・団体との意見交換会

◇とき：8月26日（金）午後3時

◇会場：「みずプラッサ」

（那覇市おもろまち 1-1-1

那覇市水道局庁舎内）

◇お問い合わせ：本研究会事務局

（民進党県連内・☎098-996-5115）

那覇空港の国際ハブは取扱貨物を急速に伸ばし、実績を積み上げていますが、那覇港の、とくに外貿の取扱貨物はなかなか増えず、一方、中城湾港の新港地区への企業進出が進んでいるものの、港湾の整備、物流の条件整備に向けての課題が山積です。

そこで本研究会では、沖縄の国際物流拠点形成を急ぐため、精力的に研究・調査に取り組んできましたが、今秋には『提言』を取りまとめる予定です。

それに向けて、関係の業界団体や企業、行政の担当者の皆様との意見交換会を、表記のとおり予定しています。ご参加いただき、どしどし、ご要望、ご意見をお寄せ下さい。

◇本研究会のこれまでの活動◇

- 第一回研究会（2016年1月7日）
県港湾課、沖総局港湾計画課、環境省那覇自然環境事務所国立公園課のレク
- 第二回研究会（2月8日）
やんばる・本部港現地視察
- 国会議員独自研究会（4月14日）
国交省港湾局計画課長、同省航空局航空ネットワーク企画課企画調整官のレク
- 関係先に出向いてのレク（4月28日）
 - ①沖縄県商工労働部 企業立地推進課
 - ②沖縄県商工労働部 アジア経済戦略課
 - ③那覇港管理組合企画建設部長

※研究会や調査活動に併行して、関係業界団

体・企業などに出向いて、研究会の活動のもようなどを報告してきました。

※『研究会通信』のバックナンバーが入用の方にはお送りしますので、ご一報下さい。

■国際物流拠点形成へカギ握る 思い切った税制改正・規制緩和

今回の業界団体・企業などの皆様との「意見交換会」のあと、相談役の国会議員にご協力いただき、沖縄の国際物流拠点形成に欠かさない「税制改正・規制緩和」の実現に向けた課題を研究したいと考えています。

韓国や中国、シンガポールなどの主要港では、進出企業に対し法人税の一定期間の免除、関税の優遇、外資規制の緩和などの措置を取って、急速に発展してきているのです。

沖縄の国際物流拠点形成、物流・製造業などの企業進出を促進するには同様のインセンティブを付与しなければなりません。つまり思い切った税制改正・規制緩和です

したがって、沖縄県は、これまで国に対し、税の特例・規制緩和・金融支援・財政措置などを要望してきました。

■期限迫る課税の特別措置の延長・ 拡充を――県企画調整課のレク

一方、沖縄振興特別措置法などに基づいて、沖縄では、さまざまな分野・領域の「課税の特例措置」が実施されています。その大半の制度が、平成29年3月には期限切れを迎えます（下記の一覧を参照）。

県は平成29年度税制改正に向けて、これらの延長・拡充を強く要望しています。

先日（8月3日）、本研究会の事務局として、同県の考え、要望を聞き取り調査しました。

※期限切れを迎える課税の特例措置制度
〔沖縄振興特措法の関連〕

- ◇観光地形成促進地域
- ◇情報通信産業振興地域・特別地域
- ◇産業高度化・事業確信促進地域
- ◇国際物流拠点産業集積地域
- ◇経済金融活性化特別地区

- ◇沖縄型特定免税店制度
- ◇航空機燃料税の軽減措置
- ◇離島の旅館業に係る減価償却の特例措置
〔復帰特措法〕 ◇酒税の軽減措置

**■国際物流拠点形成に向けた
取組みの現状と課題を聞きとり調査
——沖縄県企業立地推進課・
アジア経済戦略課、那覇港管理組合**

沖縄の国際物流拠点形成に向けた「現状と課題」について、さる4月28日に、沖縄県商工労働部の企業立地推進課とアジア経済戦略課、そして那覇港管理組合からそれぞれ聞き取り調査をしました。

◆日本唯一の国際物流特区

那覇港の外貿コンテナ取扱量がなかなか増えない、それをどうするか、が大きな課題です。同県企業立地推進課は「したがって、那覇港から積み出すベース・カーゴをいかにつくるか」ということで、荷を作り出す企業の誘致に全力をあげているとのこと。

沖縄振興特別措置法に基づいて税制等の優遇措置を講じる「国際物流特区」（「国際物流拠点産業集積地域」／日本唯一の物流特区）を設定し、この地域への企業立地に取り組んでいます。

対象地域は宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市の5市と、うるま・沖縄地区の一部を指定。対象業種は製造業、特定の機械などの修理業、倉庫業、特定の無店舗小売業、卸売業などです。

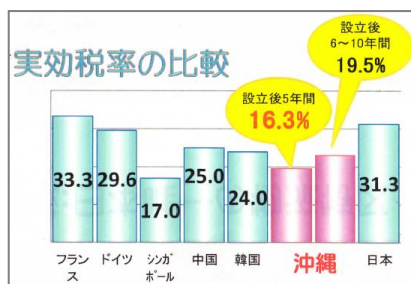
◆立地企業に初期投資などで優遇措置

国税では、法人税は所得控除として最大40%まで控除する（10年間）ほか、地方税では、法人事業税は一定額以上の設備投資に対し、事業税の一部課税を免除、関税では、保税地域蔵置地の許可の手数料は半減など。

法人に対する実効税率は、全国水準が31.3%ですが、沖縄の特区内では、

設立後5年間は16.3%、同じく5年～10年間は19.5%となっています。

このような優遇措置をアピールし、企業誘



致に取り組み、実績が上がりつつあります。

**◆アジア経済戦略課が今年4月発足
行政のタテ割りの弊害の克服へ**

沖縄県は昨年9月、「アジア経済戦略構想」を打ち出しましたが、構想の推進を図り、とくに縦割りの弊害を克服するため、今年4月に「アジア経済戦略課」が設置されました。



事業推進の調査とともに県産品の販路拡大に努め、今年11月には日本最大規模の「食」をテーマにした国際商談会「沖縄大交易会」も予定しています。

**■「片荷輸送」問題の解決に全力
——那覇港管理組合**

内貿・外貿コンテナの取扱個数はここ10年で内貿は33万TEUから42万TEUに増えているものの、外貿は8万TEUで推移し、なかなか増えません。

沖縄から輸出・移出する際の空（から）のコンテナが、外貿は半分以上、内貿は大半を占め、これが、海上輸送コストの高くなる原因のひとつで（取扱貨物が増えない要因）、このアンバランスを是正して海上輸送コストを下げるのが課題。「片荷輸送」問題の解決に向けて、荷が増えた分、荷主に1コンテナ当たり1万5千円を補助しています。

一方、港湾施設の整備および基盤強化として「那覇港総合物流センター」を急ぎ整備中で、ガントリークレーンは2機増設し、4機体制となりました。冷蔵（温度管理する）コンテナに対応するリーファー電源施設も40口増設し、100口に。

さらに「那覇港湾計画」の改定作業で20年、30年先を見通した構想を検討しています。

当面の問題として、那覇港コンテナターミナルの北側へ延長したところに「クルーズ・バース」を整備します。 ◆◆◆◆◆◆◆◆